

平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>第四条 法第六条の五第一項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨</p> <p>十六（略）</p> <p>十七（略）</p> <p>第六条 法第六条の七第一項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨</p> <p>十四（略）</p> <p>十五（略）</p>	<p>第四条 法第六条の五第一項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五（略）</p> <p>十六（略）</p> <p>十六 法第六条の七第一項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三（略）</p> <p>十四（略）</p>